

瀬戸市事業継続支援給付金事業概要（期間延長）

瀬戸市では、緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業要請や行動自粛、宣言解除後の感染防止対策への対応などにより、経営に影響を受けている事業者の事業の継続、雇用の確保のため、支援金を給付します。対象となる期間を9月30日までの間としておりましたが、第2波の影響を鑑み12月31日まで延長します。これに伴い、申請期間を令和3年1月29日（金）まで合わせて延長します。

1 交付対象となる事業者（以下の条件をすべて満たすこと）

- ①中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人を対象とし、法人等においては事業所が市内にあること、個人事業主においては所得税の納税地が市内であること。
- ②令和2年2月1日から同年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上が30%以上50%未満減少した月があること。
※50%以上減少した月がある場合は、国の持続化給付金の申請へつなぎます。
- ③今後も事業を継続する意思があること。
- ④令和2年3月31日以前から事業収入を得ていること。又は、令和元年12月31日以前から業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として計上している個人事業主であること。

2 交付する金額

従業員数に応じて1事業者あたり下表に示す額を上限に年間の売上減少分を交付

※従業員数とは、雇用保険の被保険者数とし、年度更新で報告した雇用保険被保険者数となります。

従業員数	給付額
0人	5万円
1～4人	10万円
5～9人	20万円
10～19人	40万円
20～29人	70万円
30人以上	100万円

3 申請方法及び郵送先

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則郵送とします。

〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1

瀬戸市産業政策課 事業継続支援給付金担当宛て

4 申請期間

令和2年7月27日（月）から令和3年1月29日（金）まで（当日消印有効）

5 電話相談窓口

電話番号 0561-88-2647、2651（産業政策課内）

開設日時 時間 8:30～17:15

期間 令和3年1月29日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

6 提出書類

No.	提出書類	法人等	個人
1	瀬戸市事業継続支援給付金交付申請書（請求書）	○	○
2	対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書の写し	○	○
3	対象月の月間事業収入がわかるもの	○	○
4	本人確認ができる運転免許証、保険証等の写し	—	○
5	労働保険 概算・増加概算・確定保険料 一般拠出金申請書の写し	○	○
6	申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真	○	—
7	振込先口座情報が分かる通帳等の写し	○	○

※市外に事業所がある法人等の場合のみ、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の写しが必要です。

7 その他

この給付金は国の「持続化給付金」、「瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金」又は「瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金」を受給又は交付を受けた事業者は申請できません。

また、「瀬戸市飲食店事業者支援給付金」を受給した事業者は 10 万円を差し引いた額が申請額となります。